

# 平成31年4月1日以降の 税務指導手数料が変わります

～ 平成31年3月31日までは以前の料金のままです ～

記帳指導等手数料(H31年4月～)

廿日市商工会議所 諸証明等手数料徴収規約

種 別	区 分	金 額 ( 消 費 税 別 )		
		廿日市商工会議所 会 員 ①	廿日市市青色申告会 会 員 ①×2倍	非会員 (一般) ①×3倍
記帳機械化 (記帳代行含む)	個人(会員のみ)	月額 6,000円	月額12,000円	月額18,000円
	法人(会員のみ)	月額 8,000円	月額16,000円	月額24,000円
夏季源泉手数料	一 律	500円	1,000円	1,500円
年末調整手数料	(給与支払報告書) 4人以下	1,000円	2,000円	3,000円
	(給与支払報告書) 5人以上	1,500円	3,000円	4,500円
決算・ 申告手 数料	原則として個人 ※決算・申告手数料は下記①、②、③の合計	2,000円以上	4,000円以上	6,000円以上
	①決算書作成			
	・帳簿又は原始記録からの作成については	7,000円	14,000円	21,000円
	・集計表等からの作成については	4,000円	8,000円	12,000円
	・減価償却、又は簡単な指導については	2,000円	4,000円	6,000円
	②所得税確定申告書作成			
	・確定申告書作成指導については	3,000円	6,000円	9,000円
	・事業所得等のない確定申告書作成指導は	2,000円	4,000円	6,000円
	③消費税申告書作成			
	・申告書作成指導については	3,000円	6,000円	9,000円
※申告書類等の受付(提出代行)のみについては	1,000円	2,000円	3,000円	
④会計ソフトを利用しての決算書作成				
	・会計ソフトを利用して集計事務を行う場合は、 記帳機械化と同様とし、月毎に料金を計算する。	月: 6,000円	月: 12,000円	月: 18,000円

○手数料は消費税を別途いただきます。

○基本金額は【廿日市商工会議所】会員の料金です。【廿日市市青色申告会】会員はその2倍の料金です。それ以外の一般・非会員の方は3倍の料金になります。

[ 料金改定について ]

消費税10%改正を前にすべて税抜金額へ変更し、一部料金の見直しをしています。また、会員と会員外の料金区別を区別しています。

商工会議所会員の2倍・3倍の料金設定になりますので、税務指導利用がある非会員の方は商工会議所または青色申告会への加入を、青色申告会だけ加入の方は商工会議所の加入もお勧めします。



廿日市商工会議所・廿日市市青色申告会